

## 給水管の漏水により生じた異常水量に係わる下水道使用料の減免基準

### (目的)

第1条 この取り扱いについては、沼津市下水道条例（昭和53年条例第32号）第26条の規定に基づき、給水管の漏水により生じた異常水量に係わる下水道使用料の減免基準について定めるものとする。

### (異常水量の算出)

第2条 給水管の漏水により生じた異常水量は、沼津市給水条例（平成10年条例第16条）第33条の規定に基づき定められた「給水管漏水に対する減額基準」第4条によって算出された水量とする。

### (下水道使用料の減免率)

第3条 第2条で算出された異常水量に対して 100%とする。

### 付記

この基準は、平成7年4・5月分から実施されている基準を平成10年に施行された「給水管漏水に対する減額基準」に基づき一部訂正したものである。（平成19年9月）